

決済売上金代理受領に関する規約

本「決済売上金代理受領に関する規約」（以下「本規約」という）は、アート・フィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」という）所定の申込書（電磁的方法による場合も含む。以下同じ。）に必要事項を全て記入した個人又は法人等の団体（以下「施設運営者」という）と当社とが、施設運営者とGMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下単に「PG社」という）との間で締結された、「PGマルチペイメントサービス」を利用目的（以下「本件利用目的」という）とする決済売上金の代理受領に関する内容等について定めることを目的とする。

<本契約の成立>

1. 施設運営者によって必要事項が全て記入された本申込書等が、施設運営者から当社に対して提出され、当社が異議を述べずにこれを受領し、当社所定の審査を経て当社が申込内容を承認した場合、本契約は、施設運営者と当社との間に、当該受領した日に本規約を契約内容として成立する。
2. 当社が提出を受けた本申込書等の記載内容（特記事項を含む）が本規約の内容と矛盾抵触する場合には、別段の定めがある場合を除き本規約の内容が優先する。
3. 施設運営者は、第1項の本申込書等を当社に提出する際に又は当該提出後速やかに、当社による審査に必要な施設運営者又は施設運営者の事業に関連する事項として当社が指定する事項に関する情報、資料等を当社が指定する方法によって当社に提供するものとする。なお、施設運営者が当社に提出した情報、資料等は、いかなる理由があっても返却されないものとします。

第1条（代理受領の同意）

施設運営者は、PG社が施設運営者に対して支払う決済売上金を、当社が代理して受領することに同意し、当社に対して当該決済売上金の代理受領権を付与するものとし、当社による代理受領の実施および当社がPG社から受領した決済売上金を施設運営者へ振り込むことについて承諾するものとする。

第2条（代理受領の範囲と制限）

1. 当社が代理受領する決済売上金は、本件利用目的において施設運営者がPG社を通じて取得する売上金に限るものとする。
2. 当社は、PG社からの受領可能な範囲に限り代理受領を行うものとし、PG社の判断または都合（与信審査、決済取消、送金保留、システム障害等）により代理受領が遅延または停止される場合があることを、施設運営者は予め承するものとする。

第3条（売上金の振込・清算）

1. 当社は、PG社から代理受領した決済売上金について、PG社から受領後5営業日以内に施設運営者が指定する口座へ振込を行うものとする。その振込は施設単位で行い、各振込手数料は施設単位で施設運営者の負担とします。
2. 当社は、代理受領した決済売上金の口座管理料として、振込ごとに220円（税込）を施設単位で受領するものとし、当該金額は前項の決済売上金から控除するものとする。
3. 当社は、PG社から受領した売上金に関し、法令または契約に基づく必要な控除または相殺を行うことができ、これにより振込額が変動することについて、施設運営者は予め同意するものとする。

第4条（紛争・損賠償責任の帰属）

本規約に基づく決済売上金の代理受領に関する一連の仕組み（以下「本スキーム」という）において、当社は、施設運営者・入居者・その他第三者との間に発生した紛争、損害、苦情その他の問題について、一切関与せず責任を負わないものとし、施設運営者はこれに同意するものとします。

第5条（免責事項）

1. 当社は、本スキームにおいて、PG社からの売上金の代理受領および振込に関する事務を適切に遂行する限り、次のいずれに起因して施設運営者に損害または不利益が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) PG社の判断（与信審査、決済取消、送金停止、支払留保等）
 - (2) PG社の都合（システム障害、メンテナンス、事務処理の遅延等）
 - (3) 通信障害、システム不具合、天災、法令改正その他当社の責に帰し得ない事由
2. 当社は、PG社から売上金が送金された時点以降の範囲でのみ責任を負うものであり、それ以前の決済処理、契約関係、与信判断その他PG社の業務運営に関する一切について関与せず、責任を負わないものとします。
3. 当社は、過失によりPG社から受領した決済売上金を施設運営者に対して適切に振込できなかった場合には、原則として、PG社から実際に受領した当該決済売上金の範囲内で、遅延または不履行に対する責任を負うものとし、受領金額を超える損害については、施設運営者との協議により個別に対応するものとします。

第6条（引渡金の支払留保）

1. 当社は、施設運営者にPG社への返還債務が生じた場合、またはPG社の判断により売上金の支払が保留・取消された場合、当該金額について施設運営者への支払を保留し、または控除・相殺することができるものとし、施設運営者はこれを予め承諾するものとします。
2. 当社は、代理受領の対象となる売上金の請求を施設運営者が当社のソフトウェア製品（「ART Pay Software License Agreement」に定義する。）を用いて行うにあたり、当該請求について不正の懸念があると当社が判断した場合には、引渡金の一部または全部の支払を留保することができるものとし、施設運営者はこれを予め承諾するものとします。

第7条（準拠法）

本契約については日本法を準拠法とする。

第8条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（本規約の改定）

当社は、本規約を変更する場合、その影響及び本サービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法によりお客さまに通知するものとします。変更後の規約は、当社が定めた日又は当社所定の一定の予告期間が経過したときにその効力を生じるものとします。